

校納金(授業料)と就学支援金について

平成22年4月より就学支援金制度が開始され、令和2年4月に制度改正がありました。
 本校では、**令和7年度に限り臨時支援金が支給**される事になりましたので、以下の通り対応します。

1. 校納金の請求額(就学支援金支給額との相殺)(※校納金から差し引き調整します)

項目	1期分(入学時)	2期分(7/10)	3期分(11/10)	<年間計>	備考(年収目安)
授業料	110,000	110,000	110,000	330,000	
<就学支援金> ※支給額相殺	0	0	-118,800	-118,800	①910万円以上
	0	-29,700	-89,100	-118,800	②590万～910万
	0	-82,500	-110,000	-192,500	③590万未満
入学金	120,000	0	0	120,000	※入学時のみ
図書費	1,200	0	0	1,200	
施設費	40,000	40,000	40,000	120,000	
体育館維持費	1,200	1,200	1,200	3,600	
育成会費	18,000			18,000	
生徒会費	1,200			1,200	
派遣費	6,000	3,000	3,000	12,000	
<支払合計> ※実質負担額	297,600	154,200	35,400	487,200	①910万円以上
		124,500	65,100	487,200	②590万～910万
		71,700	44,200	413,500	③590万未満

※ 初年度(1年生)は、2回申請手続き、認定通知があり、上記支給額と異なる場合があります。

2. 就学支援金(加算支給残額)の支給(※年度末、または翌年度4月頃に校納金引落し口座へ振込)

項目	年収(目安)	判定基準*1	加算支給残額*2
加算支給残額	590万円未満	154,500円未満	137,500

*1:判定基準: 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

*2:加算支給残額: 授業料(330,000円)－期中支給額(192,500円)

→ 初年度(1年生)は、2回申請手続き、認定通知があり、上記支給額と異なる場合あり。

実質負担額 (※参考) 【1年次】	年間 (月額)	276,000 23,000	実質負担額 (※参考) 【2・3年次】	年間 (月額)	156,000 13,000
-------------------------	------------	-------------------	---------------------------	------------	-------------------

3. 臨時支援金の支給について(令和7年度限定)

※年収が910万円程度以上の世帯(判定基準の金額が304,200円以上の世帯)については、**令和7年度に限臨時支援金①(年額上限118,800円)が支給**される事になりました。